

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2017年5月

## 中国税関が、12項の主要業務を追加して「一带一路」の建設を優先

税関総署は、2015年と2016年に「一带一路」の建設を推進する主要業務として、それぞれ16項目と14項目を定めた。本年5月11日、さらに「2017年税関による『一带一路』の建設推進における主要業務」(以下「主要業務」)の12項目が追加された。追加項目は、港湾の開放と監督管理、自由貿易区の建設、法執行協働など多岐にわたり、税関の主要業務を改革する監督管理モデルを刷新し、協働体制を構築して「一带一路」沿線諸国とヒト、モノ、カネの移動を活発化し、貿易の円滑化と施設の相互利用を促すものである。

## 中国とグルジアが正式に自由貿易協定を締結

中国及びグルジアは、2017年5月13日付けで「中華人民共和国政府とグルジア政府との間の自由貿易協定」(以下「中国・グルジアFTA」)を正式に締結した。同FTAは、輸出と輸入のモノ貿易、サービス貿易、原産地規則、通関手続と貿易の円滑化、衛生と植物防疫のための措置、技術的貿易障壁、貿易救済、知的財産権及び提携分野などに関する17章節によって構成されている。貿易面での開放度において、グルジアは中国からの輸入品目の96.5%に対し、ゼロ税関適用する。これは、対中国輸入総額の99.6%に該当する。一方、中国は、グルジア産製品の93.9%に対しゼロ税関を適用し、これは対グルジア輸入総額の93.8%に該当する。このうち、90.9%の製品(輸入総額の42.7%)は、FTA締結の直後に直ちにゼロ税関を適用し、残りの3%の製品(輸入総額の51.1%)に対しては、関税引き下げ期間を5年間に定めた。サービス貿易においては、中国とグルジア両国は多くのサービス分野にて高い開放度を確保することに同意した。そのうち、グルジアは、金融、運輸、人の移動、漢方薬などの分野に関する中国側の重点要望を満たし、一方、中国は、旅行、海運、法律などの分野に関するグルジアの重点要望を満たすことに合意した。中国・グルジアFTAはさらに二カ国間の貿易ルールを補足改善し、中国とグルジアがアンチダンピング調査に際して、第三国価格を代替的なベンチマークとして採用してはならないことを規定し、互いの協力提携の強化を図った。

中国・グルジアFTAの締結は、中国及びグルジアの貿易関係上のマイルストーンであり、両国間の協力提携が具体的な成果と実質的な進展を実現することが期待されている。同FTAは2017年度末又は2018年初頭から発効、施行する見通しである。

## 税関総署が、税関事前入カシステム、そのアクセスに関する案を公布

税関総署は、「会社端末への税関の事前入カシステムの導入ソフトウェア及び業務データ交換インタフェースへのアクセスに関する公告」(公告[2016]16号)の応用をめざし、事前入カシステム管理の適正化と税関業務の効率化を図り、「税関の事前入カシステムのアクセスに関する案」を制定・公布した。企業は、自社端末に対応するための税関の事前入カシステムのソフトウェアを使用し、手動入力若しくは業務データ交換インタフェースから情報インプットする二つの方法によって税関申告を行うことができる。

## 商務部が、2017年第26号公告を公布

商務部は、2017年5月22日から輸入食用砂糖(「中華人民共和国輸出入税則」に基づく商品分類番号:17011200、17011300、17011400、17019100、17019910、17019920、17019990)に対してセーフガードを発動した。今回のセーフガード措置は、輸入割当対象外の輸入砂糖に対する緊急関税である。実施期間は2017年5月22日から2020年5月21日の3年間である。実施期間中、

セーフガード措置は段階的に緩和する。2017年5月22日から2018年5月21日の期間の緊急関税税率は45%、2018年5月22日から2019年5月21日の期間の緊急関税税率は40%、2019年5月22日から2020年5月21日の期間の緊急関税税率は35%となる。セーフガード適用対象リストに記載される発展途上国(地域)パナマ及びウクライナ原産の製品に関しては、国別食用砂糖輸入額構成比が3%以下、かつこれら諸国(地域)輸入額構成比が合算して9%以下の場合、セーフガード措置の適用対象とはならない。輸入業者は、セーフガード措置適用除外の諸国(地域)原産の製品の原産地証明が提供義務付けとなる。

## 各地域の税関政策の最新動向

### 寧波税関、固体廃棄物通関手続見直しの全面的な推進に関する公告

寧波税関は、「全国通関一体化改革」を貫徹するため、全国の税関業務における法執行の一貫性を分析検討し、前期パイロットプロジェクトを通じ、5月26日から固定廃棄物通関手続の見直しの実施範囲を寧波税関管轄区の全域まで拡大することを決定した。今後、荷受人は、検閲検疫部門に交付される輸入貨物通関申告書を使用して税関で固定廃棄物輸入申告を行わなければならない。なお、特定の場合を除いて当該通関申告書はペーパーレス化方式である。

### 重慶税関、輸出入業者の自己申告関連事項に関する公告

重慶税関は、「中華人民共和国税関稽查条例」(国务院令 第670号)及び『中華人民共和国税関稽查条例』実施弁法」(署令 230号)の関連規定に基づき、2017年5月8日付けで輸出入業者の自己申告関連事項に関する公告を公布し、自己申告の範囲並びに報告書様式を規定した。

### 青島税関、港湾直通監督管理モデルの廃止関連事項に関する公告

青島税関は、管轄区内の輸出入貨物港湾物流の実態を考慮して、港湾直通監督管理モデルの廃止事項に関する公告を公布した。このため、2017年5月16日より、従来形式の直通監督管理モデルを適用してきた企業は、通関一体化若しくは他の税関に移転する監督管理モデルを選択して通関手続を行うこととなった。

## Contact us お問い合わせ先

### Northern China 華北地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子  
Partner パートナー  
Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+86(10)85087054)

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Jie Xu 徐潔  
Partner パートナー  
Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

### Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚  
Partner パートナー  
Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(20\) 3813 1198](tel:+86(20)38131198)

## [kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2017 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.